

2018年6月4日

第1458号

【発行】

日本共産党  
浦安市議団

☎ & F A X  
047-350-1243



市議会議員  
元木美奈子

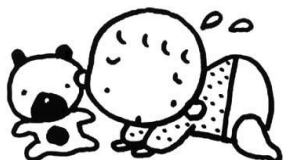
入船 4-37-14  
☎047-355-8526  
minamotonton@  
jcom.home.ne.jp



市議会議員  
美勢麻里

北栄 2-3-16-203  
☎047-354-9269  
m5mise@jcom.  
home.ne.jp

# 対象を12歳まで拡大 送迎対応はどうする？



## 病児保育

本市はいよいよ今年度から病  
気中の子どもであっても保育す  
る病児保育を順天堂大学付属病  
院内でスタートしました。  
さらに対象年齢も今年度から  
は小学6年生までに拡大して実  
施します。

### これまでの経緯

病児・病後児保育は保護者が仕事  
の都合などで自ら子どもを保育・看  
護を行うことができないときに保育  
園や病院に併設した専用施設で、病  
気中や回復期の子どもを一時預かり  
するものです。

本市の場合は、病気回復中の子ど  
もを看護・保育する病後児保育事業  
は1999年11月（浦安中央病院・  
パングルム）から実施し、その後、  
新浦安駅マールレー内・保育園ポピン  
ズナーサリーでも実施しています。  
しかし、子どもが病気中であっても  
仕事を余儀なくされる保護者も少な  
くないことから、日本共産党は  
病児保育も早期に実施するよう浦安  
市に求めてきました。

### 病後児保育の 過去5年間の実績

年度	延べ利用 人数 (人)
2012	300
2013	376
2014	268
2015	384
2016	370

### 「病児保育を」の陳情 市議会は12年前採択

2005年9月、市立保育園7園  
の保護者で結成されている「浦安保  
育フォーラム」は「回復期だけな

く病気中の子どもでも預かってもら  
える制度が必要である」と訴えた陳  
情を浦安市議会に提出しています。  
陳情は19対1で採択され、陳情審査  
において市当局も必要性を認め、今  
後検討することを約束していました  
が、陳情採択から実に十数年が経過  
し、やっと保護者の願いが実現した  
こととなります。

### 病児・病後児保育 本市の実施内容

保育時間	8時～18時 (土曜日は12時半まで)
休日	日曜日、12月29日～1月3 日、国民の祝日に関する法律に 規定する休日
利用期間	1回につき7日以内
費用	1日2500円(土曜日:1250円)
対象児童	生後57日目から満12歳まで (順天堂大学付属病院内施設 は生後3か月から)
定員	浦安中央病院内: 6名 順天堂大学病院内: 6名 保育園ポピンズナーサリー: 4名

2016年4月、厚生省は病児保  
育における「送迎対応」について都  
道府県に通知を出しています。この  
通知を受けて、船橋市では、保育園  
等で子どもの体調が悪くなった時  
に、病児保育施設の職員がタクシー  
で送迎して預かる事業を2017年  
度から実施しています。

日本共産党は3月議会代表質  
問において、本市においても実施し  
てはどうかと提案。子ども部長は「子  
どもにとつて心理的負担になる」の  
ではないかとの見解を示し、まず、  
今年度から実施する病児保育を円滑  
にすすめたいと答弁しました。

もっと  
制度改善を

# 幼稚園や保育園の 保護者負担金を給付する事業

3月議会  
会派代表質問から

日本共産党は3月議会会派代表質問において、子ども子育て支援新制度の実施にあたり、幼稚園や保育園、認定子ども園で保護者が負担する費用の一部を給付する事業を国が導入した問題を取り上げ、新年度の予算執行にあたっての市の対応を質しました。

## 受給者は わずか4名

日本共産党の質問に答えて、浦安市は当該事業を2016年度から実施し、さらに新年度も引き続き実施する意向を明らかにしました。

ところが、その後の調査で、2016年度に実際に受給している児童はわずか4名、延べ件数6件、実績額は1万2千342円にしかありません。

必要な費用の3分の1を自治体が負担する制度で、2015年度の千葉県内の実施状況はわずか9.3%です。

国が基準額や対象者を極少数に限定していることなど、制度そのものに課題があります。しかし、実施主体は市町村となつていきますので、浦安市としても課題を解決するための手立てを早急に講じるべきです。

## 対象者・対象 経費の拡大を

当該事業は子どもの貧困対策として導入され、対象は本市の場合、保育料基準額表の「A階層」と幼稚園授業料区分の「1」の保護者です、いわゆる生活保護受給者に対象を限定し、市民税非課税世帯は対象外で

す。しかし、国はこれらに準ずるものとして市町村が認められた保護者を対象とするとしています。

生活保護受給者に限定することなく、市民税非課税世帯まで、対象世帯を増やすべきではないでしょうか。

また、受給対象となる経費は教材費(日用品・文房具等)や行事費(遠足代・見学費)とし、ひとり月額2500円を支給します。

給食費(副食費のみ)は国の支給基準では1号認定者(幼稚園児)のみを対象とし、支給月額額は4500円ですが、本市の場合は1号認定者から給食費を徴収していないため、当該事業の対象者はありません。



## 就学援助制度と 同程度に

経済的な理由により修学困難な児童生徒に学校給食費や学用品費などを援助する「就学援助制度」が小中学生に対しては行われていますが、当該事業はこの就学援助制度に相当するものです。

就学援助制度では支給対象者を本市の場合、生活保護基準の1.3倍としています。2016年度は中学生356名、小学生531名に支給され、日本共産党は支給対象項目の拡大や対象者の拡大などを制度改善をこれまで市に働きかけてきた経緯があります。

当該事業も少なくとも就学援助制度と同じ程度となるよう対象者の範囲を広げる必要があります。